

風の丘短期入所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬真福祉会が設置する風の丘短期入所事業所（以下「事業所」という。）において障害者自立支援法（平成17年法第123号。以下「法」という。）に基づく指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な介護及び保護を適切に行なうものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者が必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 前3項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第80号）に定める内容並びに、「三重県心身障害児（者）地域療育事業実施要綱」（平成10年4月1日施行）及び「心身障害児（者）事業所地域療育事業実施要領」（平成10年4月1日施行）に定める内容等関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 風の丘短期入所事業所
- (2) 所在地 三重県多気郡多気町相可字風子1863番地1

(営業日と営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、年中無休とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 風の丘における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 事務長 1名
事務長は、施設の統括的事務を掌る。
- (3) サービス管理責任者 1名（兼務）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (4) 看護師 1名（兼務）
看護師は、利用者の看護並びに利用者及び従業者の健康管理を担当する。
- (5) 生活支援員 4名（兼務）
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関するに従事する。
- (6) 介助員 1名（兼務）
介助員は、利用者の日中活動における介助を行う。
- (7) 事務職員 2名（兼務）
事務職員は、事業所に必要な事務を行う。

(主たる対象者の障害の種類)

第6条 事業所の主たる対象は、知的障害児（者）とする。

(利用定員)

第7条 事業所の短期入所定員は、4名とする。

2 前項の規定にかかわらず、3ヶ月間は平均実利用者全員が定員を超えて一定の範囲であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

(短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合は利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清しき
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理

2 事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用(1日)の支払いを支給決定障害者から受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用 (朝430円、昼480円、夕480円)
- (2) 光熱水費 369円
- (3) 日用品費・リネン代 100円
- (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意(記名捺印)を受けるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。)を超えるときは、指定障害者支援施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は、秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、短期入所の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第15条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力する。

(会計の区分)

第16条 事業所は、実施する短期入所の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整理を行なうこととする。

(1) 任用時の研修 任用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸帳簿を整備するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬真福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(準用規程)

第16条 この規程に定めのない指定短期入所事業の運営に関する事項については、「三重県心身障害児(者)事業所地域療育事業実施要綱」(平成10年4月1日施行)及び「心身障害児(者)事業所地域療育事業実施要領」(平成10年4月1日施行)を準用する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

改正 平成17年 2月22日

改正 平成18年 5月27日

改正 平成18年11月25日に施行し

平成18年10月 1日から適用する。

改正 平成23年 8月 1日

改正 平成27年 4月 1日

改正 平成28年 4月 1日